

平成30年 7月25日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社フジタに対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：種瀬、補佐：児島

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

2 指名停止措置期間：平成30年 7月25日～平成30年 8月24日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

株式会社フジタは、公正取引委員会から独占禁止法第19条（不公正な取引方法の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年6月14日に対し同法第20条第2項の規定に基づく排除措置命令を受けた。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2第15号に該当する。

従って、本件については、1ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別領別表2第15号

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為を行い、工事の請負契約の相手方として不適正であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内